

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和町長 浅野俊彦

市町村名 (市町村コード)	大和町 (421)
地域名 (地域内農業集落名)	落合地区 (舞野・蒜袋・相川・檜和田・報恩寺・三ヶ内・松坂・大角・柴崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模農家に農地が集積・集約化されている一方で、中小規模の農家が今後経営を維持できるか見通しが立たない。農産物の単価が安く利益が出ないため、採算が取れず、後継者や担い手を確保できない。高齢化が進み、草刈りや堀払いなどの維持管理に参加する人が減っている。

将来的な見通しや後継者がいないことなどから、生産組合内の組織化の気運が弱まっている。ブロックローテーションに取り組みたいが個人農家との調整が取れず意見を集約できない。

基盤整備した農地も30年以上経過しており、暗渠などの機能が失われている。整備した農地でも山から下りてきた雨水で冠水する場所もあり、各種修繕・復旧に費用が嵩んでいる。機械の大型化も進んでいることから、再整備が必要である。

また、土水路を含めた用排水路や溜池の老朽化が目立っており、山間や沢沿いの未整備田は、将来的に不作地になる懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

再整備により、農地の大規模化と老朽化した設備の改善を推進する。

組織構成員の家族内で代替わりしているが、農業に関心を持たない子世代が増えている。労働に対する対価が見合わなくては、退職してまで就農する人はいないので、就農したいと思える環境を作っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	707 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	707 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地区域を基本とし、法人、認定農業者、集落営農組織などの担い手が耕作する農用地区域外の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
全体として集積は進んでいるが、一部の農地で耕作条件や所有者の意向から集積が進まない場所もある。基盤整備事業などと絡めつつ地域で話し合いを行いたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営転換やリタイア、基盤整備事業関連などで農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施する方向で調整しており、地域の話し合いを進めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
退職後農業をはじめ人の受け入れを行う。新規就農者については、地域活動などから定住が望ましい。基盤整備にも関連して、地域の垣根を超えた担い手も考える必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンやラジヘリによる薬剤散布等を委託している。委託した方が経費削減になるものは、更新ではなく委託に切り替える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③労力削減につながるものを導入していく。

⑦個人で手が回らないところがある。特に山間部が問題で保全会などで対応を検討する。

⑧地区に共同水稻育苗ハウスや乾燥調製施設を整備し組織化を促す。

⑨畜産農家と意見交換し、耕畜連携を推進する。